

くらしに役立つ制度紹介



雇用保険・失業給付について (2)

米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel 52-1969
藤田正雄 Tel 55-1128
太田幸代 Tel 54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

退職6か月の賃金 もとに基本手当日額

【問】失業給付の金額や給付日数について教えてください。

【答】前回説明したとおり、失業した時に受ける失業給付はい基本手当といい、雇用保険の加入期間がある程度必要になります。最低の加入期間は、退職時の理由によって異なります。会社都合などの場合は雇用保険に6か月以上加入、自己都合退職の場合は1年以上加入が必要です。1日あたりの金額を「基本手当日額」といい、退職前6か月の賃金をもとに計算されます。受給期間中に給付日数分を限度として支給されます。基本手当日額は、退職時の日の年齢に応じて異なります。

勤続日数や年齢により異なる支給期間

【問】支給されるのは何日くらいですか。

【答】定年退職や自己の意思で退職した人は一般受給資格者となり、表2の(1)のように20年以上働いている人は150日支給されます。倒産や解雇等により退職を余儀なくされた人(特定受給資格者)と、雇い止めや、やむを得ない理由による自己都合の人(特定理由退職者)は(2)のように年齢や勤続年数により支給期間が変わります。

【問】「基本手当日額」は、どのように計算するのですか。

【答】原則として、退職した日の直前6か月に毎月支払われた賃金の合計を、180で割って算出した金額(賃金日額)のおよそ50〜80%となり、賃金の低い人ほど高い給付率となります。60歳から64歳については45〜80%です。

表1の(1)に年齢別の基本手当日額の上限額が示されています。(2)は下限額です。毎年8月1日に金額が改定になります。今回は昨年度の平均定期給与額が前年比で約0.43%低下したことから、引き下げられました。基本手当日額は25円から35円の減額になります。

【問】ハローワークに提出する退職証明書には、退職前に本人が記名・押印または自筆の署名をしますが、退職が自己都合か否かが大事になります。「派遣切り」が社会問題となつて雇用保険法が改正され、2009(平成21)年3月31日から、従来の「特定受給資格者」に加えて、「特定理由退職者」が設けられました。これは、2017(平成29)年3月31日までとなっています。詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

(2)基本手当日額の下限額

退職時の年齢	賃金日額の下限額	基本手当日額の下限額
全年齢	2,290円	1,832円



雑感

日本共産党米原市議団の清水隆徳、藤田正雄、太田幸代は、28日の国会で、TPPをめぐる国会情勢も緊迫しています。また「残業代ゼロ」法案や「年金カット法案」など国民の生活に直結する法律が提出されています。働き方や今まで実現してきた権利を知ることは大切なことです。今回も前号に続き、雇用保険についてです。活用ください。

被保険者期間	表2、(1)定年、自己都合等			
	1年未満	1年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳以下全年齢	—	90日	120日	150日

被保険者期間	表2、(2)会社都合等				
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳以下の年齢区分で日数決定	90日	90日～180日	120日～240日	180日～270日	240日～330日

表1、(1)支給される基本手当日額の上限額

退職時の年齢	賃金日額の上限額	基本手当日額の上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,550円	7,775円
60歳以上65歳未満	14,860円	6,687円